

電力受給契約変更申込書（再生可能エネルギー発電設備用）

【低圧用】

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」を承認のうえ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）附則（平成28年6月3日法律第59号）第3条における特定契約に関する経過措置の適用を受ける、次の再生可能エネルギー発電設備等を一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」という。）の電力供給設備に連系し、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電E P」という。）に再生可能エネルギー発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

以下のいずれかに該当する場合には、東電E Pによって本申込みが承諾されないこと、および本申込みにもとづく東電E Pとの受給契約が既に成立している場合には、当該受給契約が東電E Pによって解除されることに同意します。

- 再生可能エネルギー特別措置法第9条にもとづき、経済産業大臣から受けた再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力が失われた場合
 - 当該一般送配電事業者から発電量調整供給契約の変更申込みの承諾が得られない場合
 - 東電E Pが再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
 - 東電E Pが本申込みを承諾するにあたって、必要な協力に応じない場合
 - 当該一般送配電事業者が算定し、東電E Pを通じて請求される再生可能エネルギー発電設備等の系統連系に必要な費用を東電E Pの定める支払期日までに支払わない場合
- また、本申込みに関して、以下の点についても、あわせて同意します。
- 本申込みを撤回した場合、本申込みが東電E Pより承諾されなかった場合、または当該受給契約が解除された場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を東電E Pを通じて当該一般送配電事業者へ支払うこと
 - 当該一般送配電事業者が別に定める託送供給等約款等における発電者に関する事項を遵守すること

【申込者】（赤枠内はご本人さまがご記入ください。なお、お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。）

事業者区分		1. 適格請求書（インボイス）発行事業者 2. 免税事業者		☐		←振込先が適格請求書発行事業者に該当する場合は口の中に「1」をご記入ください。	
登録番号		※事業者区分「1」を選択の場合のみご記入ください。		T			
住 所		都・道・府・県		市・区・郡			
ふりがな							
お客さま名				印		(連絡先)	
※原則として設置場所における電気需給契約のご契約名義と同一のご名義（法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名）をご記入ください。							
「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」にもとづく電力受給の申込みから開始に必要な手続き（振込先口座の指定を除く）を行なうことを下記の者に委任いたします。							
住 所		都・道・府・県		市・区・郡			
委 任 先							
(会社名・氏名)							
連 絡 先		電話		メールアドレス		@	

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、申込受付結果のご連絡をメールにてお知らせいたします。

※ドメイン指定されている方は「@tepco.co.jp」を受信できるよう設定をお願いします。

【発電設備等】 ← お客さまの住所と設置場所が同一の場合は口にしをご記入ください。

設置場所		☐		都・道・府・県		市・区・郡	
事業計画ID				認 定 日		年 月 日	
受給開始希望日				年 月 日			
※お申込みの際には変更後の認定内容と同一になるようご記入ください。 なお、事業計画IDを確認出来ない場合は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における調達価格は適用されません。							
再エネ発電設備の概要	種 類	太 陽 光			風力・水力・地熱・バイオマス		複数種の再エネ発電設備を設置する場合のみご記入ください。 逆潮流を防止する装置の設置 1. 設置する 2. 設置しない 設置する場合は逆潮流を防止する設備を選択してください。 〔太陽光・風力・水力〕 〔地熱・バイオマス〕
	インバータ台数	1 台目	2 台目	3 台目	1 台目	2 台目	
	1. 発電設備	(W)	(W)	(W)	(W)	(W)	
	2. インバータ	(W)	(W)	(W)	(W)	(W)	
	1と2の小さい方 (*)	(W)	(W)	(W)	(W)	(W)	
発電出力（*の種類の合計とし、0.1kW単位で端数を切り捨て）				(kW)		(kW)	
その他自家発電設備等を設置する場合、種 類 燃料電池・ガスエンジン・蓄電池・その他（ ） 出力 (W)							
自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置		1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。（押し上げ効果あり） 2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。（押し上げ効果なし） 3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。					
		☐ ←該当する番号を口の中にご記入ください。					

※受給電力量料金の振込先口座を変更される場合は、別途「口座振込依頼書」をご提出ください。

.....（以下、東電E P 記入欄）.....

当社と当該一般送配電事業者による発電量調整供給契約の変更を 年 月 日に締結いたしましたので、同日付で 上記電力受給の申込みのうち、接続に係る規定に関する申込みについて 承諾いたします。		申込受付日		振 者	
		申込(設計)番号			
※接続に係る規定以外の申込みについては事業計画認定変更通知書の受領時に承諾いたします。 ※受給開始日については受給契約承諾後にお客さまのご要望を踏まえ別途協議させていただきます。		工事費負担金等相当額		無償 有償	
		円		円	
接続の同意に係る主要な事項の変更による単価変更		有		無	
(太陽電池の出力・発電出力)の変更による単価変更		有		無	
(備考)		事業計画認定変更通知書受領日		年 月 日	
受電地点特定番号		0 3 - 0 0 1 2 -			
東京電力エナジーパートナー株式会社					
ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ（http://www.tepco.co.jp/ep/privacypolicy/）でもご確認いただくことができますので、そちらもあわせてご覧ください。					